

対象空港に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定

国土交通省及び警察庁は、対象空港に係る対象施設周辺地域での安全の確保のための措置の実施に関し、次のように協定する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉（公印省略）

警察庁長官 松本 光弘（公印省略）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「法」という。）第 11 条第 4 項の規定により、対象空港管理者が小型無人機又は特定航空用機器（以下「小型無人機等」という。）の有無及びその所在を把握するために必要な巡視その他の措置を実施する際の基本的事項並びに同条第 5 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により、対象空港管理者等が小型無人機等の飛行（当該対象空港管理者が管理する対象施設及びその指定敷地等の上空において行われる小型無人機の飛行に限る。）に対し、命令又は飛行妨害措置等を実施する際の基本的事項その他警察官との連携要領を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本協定において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象空港管理者等 対象空港管理者又は法第 11 条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定により対象空港管理者が指定した職員若しくは委任した者をいう。
- (2) 命令 法第 11 条第 1 項の規定又は同条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定により警察官又は対象空港管理者等が行う命令をいう。
- (3) 飛行妨害措置等 法第 11 条第 2 項の規定又は同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により警察官又は対象空港管理者等が行う飛行の妨害その他の必要な措置をいう。

（小型無人機等の有無及びその所在を把握するために必要な措置）

第 3 条 対象空港管理者は、警察官と連携して、法第 11 条第 4 項に規定する必要な巡視その他の措置として、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 対象空港に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を把握するた

めの資機材を活用した監視

- (2) 対象空港に係る対象施設周辺地域の住民その他の者に対する小型無人機等の飛行に関する警察への通報の依頼
 - (3) 対象空港管理者が管理する対象施設及びその指定敷地等内における巡視
- 2 対象空港管理者は、前項第1号及び第3号の監視及び巡視に関する計画を作成し、当該対象空港が所在する地域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の小型無人機等への対処に関する事務を担当する課の長（以下「管轄都道府県警察担当課長」という。）に共有するものとする。

（相互通報）

第4条 対象空港管理者及び警察官は、法第10条第1項又は第3項本文の規定に違反して対象空港に係る対象施設周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、次に掲げる情報を相互に通報するものとする。

- (1) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
 - (2) 当該小型無人機等の飛行に係る区域
 - (3) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の操縦者（操縦者である蓋然性が高いと認められる者を含む。以下同じ。）の特徴
 - (4) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の操縦者の位置
 - (5) その他当該小型無人機等の飛行に係る情報
- 2 前項に規定する通報は、第9条の規定により定めるところにより行うものとする。

（対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における命令及び飛行妨害措置等）

第5条 対象空港管理者が前条第1項に規定する小型無人機等の飛行（当該対象空港管理者が管理する対象施設及びその指定敷地等の上空において行われる小型無人機の飛行に限る。次条において同じ。）が行われていると認めた場合において、対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における命令又は飛行妨害措置等を行う必要があるときには、対象空港管理者等は、次のいずれかに掲げるときに限り、これを行うことができる。

- (1) 第9条の規定により定めた連絡手段を通じ、管轄都道府県警察担当課長から当該対象空港管理者に対し、命令又は飛行妨害措置等を行うことができる警察官がその場にはいない旨の連絡及び命令又は飛行妨害措置等の実施に係る依頼があったとき
- (2) 当該対象空港に対する危険を未然に防止するため、警察官の到着を待つことなく対象空港管理者等が命令又は飛行妨害措置等をとる必要があると認められるとき

（対象施設及びその指定敷地等並びにその上空における命令及び飛行妨害措置等）

第6条 対象空港管理者が第4条第1項に規定する小型無人機等の飛行が行われていると認めた場合において、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空における命令又は飛行妨害措置等は、警察官がその場にはいないとき（その場にいる警察官が必要な資機材を有していないとき、ほかの緊急の業務に専念しなければならないときその他命令又

は飛行妨害措置等を事実上行うことができないときを含む。)を除き、原則として警察官が行うものとする。

(対象空港管理者等と警察官の連携等)

第7条 対象空港管理者は、職務執行者(法第11条第5項において準用する同条第1項又は第2項の職務を執行する者をいう。以下同じ。)の氏名その他必要な事項を記載した名簿又はその電磁的記録を作成し、必要に応じ、管轄都道府県警察担当課長に共有するものとする。

2 対象空港管理者等及び警察官は、命令又は飛行妨害措置等の実施に当たっては、相互に緊密に連携するものとする。

3 対象空港管理者は、第9条の規定により定めるところにより、職務執行者に腕章を着用させることその他のこれらの者を容易に識別するための措置をとるものとする。

(管轄都道府県警察担当課長への通知)

第8条 対象空港管理者は、職務執行者が命令又は飛行妨害措置等を実施した場合には、速やかにその旨を次条の規定により定めた連絡手段を通じ、管轄都道府県警察担当課長に通知するものとする。

(連絡手段等)

第9条 対象空港管理者及び管轄都道府県警察担当課長は、本協定を実施するため、連絡手段その他必要な事項をあらかじめ別に定めるものとする。

(見直し)

第10条 この協定に定める事項については、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則

この協定は、令和2年7月14日から実施する。